

東近江行政組合職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例

(昭和47年4月15日)
(中部地域消防組合条例第11号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号
平成11年10月29日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月までの範囲内において任命権者が定める。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年10月29日条例第6号）

第4編 人事 (東近江行政組合職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。